

# 岡山県公報

発行  
岡山県  
岡山県岡山市内山下  
二丁目4番6号

## 告 示

●岡山県告示第二百六十九号の二  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、家きん所  
有者に対して次のとおり消毒を命令する。

平成二十年五月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 実施の目的  
岡山県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 二 実施する区域  
岡山県全域で家畜防疫員が必要と認める家きん飼養農場
- 三 実施の期日  
平成二十年五月十二日から同月三十一日まで
- 四 消毒方法  
農場内で鶏舎等の周囲から農場外縁部までのうち家畜防疫員が必要と認める場所における消石灰の散布